

## 三重県 新しい公共支援事業 基本方針（案）事業計画（案）の修正点

前回委員会においていただいた意見や前回委員会後の情勢変化に対応して、下記のとおり、基本方針（案）、事業計画（案）を修正する。

## 基本方針(案)について

前回委員会において指摘いただいた、行政職員の意識改革に関する記述を追加する他、下記事業計画の修正に伴う、修正を加える。

## 事業計画(案)について

次のとおり修正する。

## 1 東日本大震災ボランティア支援の取組について

前回委員会において保留となった、みえ災害ボランティア支援センターに関する取組については、三重県の4月補正予算（専決処分）において、新しい公共支援事業と別の予算として、1779万4千円が計上された（また、別途、6月補正予算において、災害ボランティア支援基金の検討等についても予算化された。）ことに伴い、当初案の『(5)多様な主体の連携・協働による東北地方太平洋地震災害ボランティア支援事業』を削除する。

## 2 NPO法改正および新寄付税制への対応について

国のNPO法の改正(6月15日)および新寄付税制の成立(6月22日)を受けて、この制度改正を活かすよう事業内容を修正する。

## (2) 新しい公共ビジョン(仮称)策定

大きな制度改正を受け、「新しい公共」を長期的な視点により、かつ戦略性をもって進めていくため、長期ビジョンの策定を行う。

当初案の『(2)企業とNPO等の連携・協働推進』および『(3)新しい公共を推進する情報発信・人材育成』に代えて実施する。

## (4) 新しい公共を担うNPO法人の自立的活動に向けた取組

「新しい公共」の主要な担い手として期待されているNPO法人に関して、「NPO法人の実態調査等」及び「NPO法人の条例指定制度に関する検討」を行う。

## (1) 新しい公共を支える資源循環の基盤づくり

前回委員会においていただいたご意見により、「資源」に関する説明を追加するとともに、地域設定や1提案あたりの予算額に幅をもたせるなどを修正する。